

関係法令・条例等

○環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○福島県生活環境の保全等に関する条例
(平成八年七月十六日福島県条例第三十二号)

第一節 定義

第十一条 この章において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 二 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物を除く。)であつて規則で定めるもの

(ばい煙排出基準等)

第十二条 知事は、ばい煙指定施設に係る排出基準(以下「ばい煙排出基準」という。)、一般粉じん指定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(以下「一般粉じん指定施設管理基準」という。)並びに特定粉じんに係る規制基準(以下「特定粉じん規制基準」という。)を規則で定めなければならない。

2 ばい煙排出基準は、前条第一項第一号のばいじん(以下単に「ばいじん」という。)にあつては第一号、同項第二号の規則で定める物質(以下この章において「指定有害物質」という。)にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 ばいじんに係るばい煙指定施設において発生し、排出口(ばい煙指定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類ごとに定める許容限度

二 指定有害物質に係るばい煙指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる指定有害物質の量について、指定有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

(審議会への諮問)

第九十六条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十一条第四項、第五項及び第六項、第十二条第一項、第二十七条第二項(各号列記以外の部分に限る。)及び第九項、第二十九条第一項、第三十三条第一項及び第二項、第五十一条、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条、第七十三条第一項、第八十五条並びに第九十一条の規定による規則の制定又は改正

二 第八十四条第一項の規定による地域の指定

(平二二条例七一・一部改正)

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(平成八年十月十八日福島県規則第七十五号)

(指定有害物質)

第二条 条例第十一条第一項第二号の規則で定めるものは、次に掲げる物質とする。

一～八 (略)

九 水銀及びその化合物

十～十二 (略)

(指定有害物質に係るばい煙排出基準)

第八条 指定有害物質に係る条例第十二条第一項のばい煙排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第四の左欄に掲げる施設の種類及び同表の中欄に掲げる指定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる指定有害物質の量とする。

(ばい煙等の濃度の測定)

第十六条 条例第二十二条第一項の規定によるばい煙濃度の測定、その結果の記録及びその記録の保存は、条例第十二条第一項のばい煙排出基準が定められたばい煙を対象とし、次に定めるところにより行うものとする。

一 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第三の備考に掲げる測定法により、六月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

二 指定有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第四の備考に掲げる測定法により、六月(ダイオキシン類に係るものにあつては、一年)を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

三 前二号の測定の結果は、ばい煙濃度測定記録表(様式第七号)により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法(平成四年法律第五十一号)第一百七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所及び測定方法並びにばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙濃度測定記録表(様式第七号)の記録に代えることができる。

別表第 1(第 4 条関係)

2 指定有害物質に係るばい煙指定施設

施設	規模又は能力
1 ボイラー(燃料として石炭を使用するものに限る。)	石炭の燃焼能力が 1 時間当たり 10 トン以上であること。
2 ボイラー(燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料)	火床面積が 0.5 平方メートル以上であるか、又は燃焼能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。

(原料の全部又は一部として廃棄物を使用し、圧縮成形、押出成形等により当該廃棄物等を固形化したものをいう。)で廃棄物でないものを使用するものに限る。)	
3 窯業製品(建設用粘土製品に限る。)の製造の用に供する焼成炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 100 リットル以上であること。
4 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉並びに燐化合物の製造の用に供する電気炉及び反応施設	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
5 化学製品の製造の用に供する食塩電解施設	電流容量が 5 キロアンペア以上であること。
6 廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間当たり 1,000 キログラム以上であること。
7 銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 500 キログラム以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
8 銅、鉛若しくは亜鉛の第二次製錬(銅、鉛又は亜鉛の合金の製造を含む。)又は銅、鉛若しくは亜鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉(9 の項に掲げるもの及び鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉を除く。)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。
9 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
10 コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。

別表第 4(第 8 条関係)

施設の種類	指定有害物質の種類	指定有害物質の量
1 別表第 1 の 2 の表 1 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.1 ミリグラム
	鉛及びその化合物	0.1 ミリグラム
	水銀及びその化合物	0.1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	0.1 ミリグラム
2 別表第 1 の 2 の表 2 の項に掲げる施設のうち 1 時間当たりの燃焼能力が 4,000 キログラム以上の施設	塩化水素	200 ミリグラム
	ダイオキシン類	0.1 ナノグラム
3 別表第 1 の 2 の表 2 の項に掲げる施設のうち 1 時間当たりの燃焼能力が 2,000 キログラム以上 4,000 キログラム未満の施設	塩化水素	200 ミリグラム
	ダイオキシン類	1 ナノグラム
4 別表第 1 の 2 の表 2 の項に掲げる施設のうち 1 時間当たりの燃焼能力が 1,000 キログラム以上 2,000 キログラム未満の施設	塩化水素	200 ミリグラム
	ダイオキシン類	5 ナノグラム
5 別表第 1 の 2 の表 2 の項に掲げる施設のうち 1 時間当たりの燃焼能力が 200 キログラム以上 1,000 キログラム未満の施設	塩化水素	700 ミリグラム
	ダイオキシン類	5 ナノグラム
6 別表第 1 の 2 の表 2 の項に掲げる施設のうち 1 時間当たりの燃焼能力が 200 キログラム未満の施設	ダイオキシン類	5 ナノグラム
7 別表第 1 の 2 の表 3 の項に掲げる施設	弗素、弗化水素及び弗化珪素	10 ミリグラム
8 別表第 1 の 2 の表 4 の項に掲げる施設	磷化水素	0.5 ミリグラム
9 別表第 1 の 2 の表 5 の項に掲げる施設	塩素	15 ミリグラム
	塩化水素	50 ミリグラム
10 別表第 1 の 2 の表 6 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	1 ミリグラム
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	10 ミリグラム
	鉛及びその化合物	10 ミリグラム

	銅及びその化合物	10 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	シアン化水素	1 ミリグラム
	水銀及びその化合物	1 ミリグラム
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム
11 別表第 1 の 2 の表 7 の項に掲げる施設	銅及びその化合物	8 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	水銀及びその化合物	1 ミリグラム
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム
12 別表第 1 の 2 の表 8 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.15 ミリグラム
	銅及びその化合物	8 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
13 別表第 1 の 2 の表 9 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.15 ミリグラム
	銅及びその化合物	8 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
14 別表第 1 の 2 の表 10 の項に掲げる施設	シアン化水素	12 ミリグラム

備考

- 1 この表の右欄に掲げる指定有害物質の量(2 及び 3 に規定するものを除く。)は、[次の表](#)の左欄に掲げる指定有害物質について[同表](#)の右欄に掲げる方法により測定された量とする。

銅及びその化合物並びに亜鉛及びその化合物	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法、ICP 発光分析法又は ICP 質量分析法により銅又は亜鉛として測定する方法
クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物	規格 K0083 に定める方法によりクロム、カドミウム、鉛又は砒素として測定する方法
シアン化水素	規格 K0109 に定める方法のうち 4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
リン化水素	モリブデン酸-アンモニウム法
水銀及びその化合物	規格 K0222 に定める方法により水銀として測定する方法

塩素	規格 K0106 に定める方法
塩化水素	規格 K0107 に定める方法
弗素、弗化水素及び弗化珪素	規格 K0105 に定める方法により弗素として測定する方法